

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-2-2
許認可等の種類	第一種電気工事士に係る知識及び技能の認定			
根拠法令条例等・条項	電気工事士法第4条第3項第2号			
許認可等の概要	電気工事士法施行規則第2条の5に規定する者に対し、電気工事士法第3条第3項第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると認定し、第一種電気工事士免状の交付を行う。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気工事士法施行規則第2条の4</li> <li>2. 電気工事士法施行規則第2条の5</li> <li>3. 平成12年通商産業省告示第929号</li> <li>4. 平成7年12月1日資源エネルギー庁公益事業部長通知</li> </ol>			
基準の制定根拠	昭和35年法律第139号			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>20日</p> <p>経由機関(地域振興局) 3日</p> <p>処分庁 17日</p>			
期間の制定根拠	過去の実績			